JBIC 及び NEXI の原子力関連プロジェクトにかかる 情報公開指針(仮称)作成に関するコンサルテーション会合 (第10回会合)

2017年9月26日 (火)

 $(14:00\sim15:30)$

国際協力銀行本店 9 階講堂

【司会】 これより国際協力銀行及び日本貿易保険の原子力関連プロジェクトにかかる情報公開配慮のための指針作成に関する、第10回コンサルテーション会合を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。私、JBIC 経営企画部の橋山が司会を務めさせていただきます。

前回9月7日に開催いたしました、第9回コンサルテーション会合におきましては、第8回に引き続き、指針案につき議論を行いましたが、時間が2時間を超えた関係上、この議論を終了いたしました。今回は引き続き議論を行えればと考えております。

なお、この会合の議事録につきまして、透明性確保の観点から後日公開をさせていただきます。一方、御出席いただいている皆さまのプライバシーを確保する観点から、映像や写真の撮影は控えていただくようお願いいたします。録音は構いませんが、音声自体の公開は控えていただくようお願いいたします。また、御発言の際は挙手をいただき、先にお名前・所属を言ってから御発言いただければと思います。ただし、匿名を希望される場合は、匿名で御発言いただいて構いません。議事録だけ匿名を希望される場合は、その旨付言をしていただければ、議事録は匿名で公開をさせていただきます。自由闊達な議論を確保する観点から、皆さまにおかれまして、この匿名希望の場合のお取り扱いをお守りいただくようお願い申し上げます。

本日の時間ですが 14 時から 15 時 30 分までの 1 時間半を予定してございます。 2 時間ルールで状況を見て 16 時まで延長する可能性がある点、あらかじめ申し上げさせていただきます。

進め方に補足があれば、お願いいたします。

【国際協力銀行 大矢】 国際協力銀行の大矢でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

補足でございますけれども、9月7日の第9回コンサルテーション会合で、NGOの皆さまからいただいたコメントに対する我々の考え方について口頭で御説明させていただきました。今回はそれを指針案の修正案ということで文書の形に落として事前にアップさせていただいております。また会場でも配布をさせていただいております。よろしければ、まず

はその指針の修正案について、我々JBIC・NEXI から簡単に御説明させていただきます。その上で、それを踏まえる形でNGO の皆さまから追加の御意見というのを、9月21日付でペーパーでいただいております。直前になりましたが、こちらもウェブにアップすると共に、会場でも配布させていただきましたので、これについてNGO の皆さまから簡単に御説明いただければと思っております。そのあとに、最新のNGOの御意見に対してJBIC・NEXI の考え方を当方より可能な範囲で御説明したいというふうに思っております。その上で質疑及び議論をさせていただければと考えております。

補足は以上でございます。

【司会】 それでは早速ですが、JBIC・NEXIより、配布されております修正案につき説明をお願いします。

【国際協力銀行 大矢】 JBIC の大矢でございます。お手元に配布しております修正案について、四つほどポイントを御説明させていただきたいと思います。

まず一つ目ですけれども、1 ページの前書きの所でございますね。前書きの所で修正部分、赤字にしておりますけれども、「東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ」という文言を挿入する方向で検討したいというふうに思っております。そもそも安全確認は、立地国及び我が国の政府の役割であるために、安全に関する記述をどこまで情報公開指針に記載すべきかは難しい事柄ですけども、皆さまの御意見を踏まえて、原子力の利用に当たって最も優先されるべきは安全ということを入れた上で、さらに福島の文言というのを入れるということを考えていきたいと思っております。これが一つ目でございます。

二つ目は8ページを御覧いただければと思いますけども、第2部の括弧2の情報公開の部分の二つめのポツですけれども、「個別プロジェクトにおける情報の入手可能性と提供」というふうにもともと書いてあった所ですけれども、「入手可能性」という文言は削除する方向で考えたいと思っております。ここは、「入手可能性」という文言が、可能かどうかを機械的に確認してそれで良しというふうに進んでいく、そういうリスクというか読まれ方があるんじゃないかという御指摘のコメントをいただいております。我々としてはそれは意図するところではない。また、別途、「提供」という言葉はちゃんと書いてありますので、むしろ誤解を招く「入手可能性」という言葉は削除する方向で考えたいと思っております。

三つ目ですが、タイミングの話でございます。場所は8ページでございますけども、このタイミングについても記載したほうがいいという御指摘を踏まえて、我々が意思決定を行う建設前の段階で情報公開されていることが想定される、立地及び建設計画と環境影響評価については、意思決定時にレビューを行うことを明記する方向で考えたいと思っております。

【日本貿易保険 佐藤】 引き続き御説明いたします。日本貿易保険の佐藤でございます。

よろしくお願いいたします。

四つ目の点、同じく8ページになります。括弧2、情報公開の部分の「個別プロジェクトにおける情報の提供」というところで四つほど片括弧1から4まで挙げている内容について、もう少し内容的に詳しくできないかというような御提言をいただいていたということもございまして、前回、少しそれをまとめるような形で五つほど挿入をしていくことを考えているということを御説明申し上げました。

具体的にここに書かせていただいておりますけれども、片括弧1立地及び建設計画につきましては、五つほど記載しております。一つ目が「施設の基本計画」、二つ目が「立地条件」、三つ目が「施設の安全、重大事故拡大防止策」、四つ目が「外部事象等による損傷防止策」、五つ目が「工事に関する計画」ということになります。日本の場合には、工事計画書ですけれども、設置許可の後のプロセスということになっております。NGOの方々からいただいた御提言におきましても、工事計画書というものは意思決定後のモニタリングとして位置付けられているところでございましたけれども、各国いろいろ制度はあるだろうということと、あと工事計画ということと建設計画という言葉の親和性も踏まえて例示としてはここに入れているという状況でございます。

それから、二つ目なんですけれども、環境影響評価です。こちらについては、立地及び 建設計画に含まれる場合もあるという注記を付けた上で、「放射線の管理」というものを例 示したいというふうに思っております。

それから、9 ページ目にまいりますけれども、緊急時の準備と対応計画でございますけれども、こちらのほうには「通知、避難に関する計画」、それから「保安に関する計画」、この二つを例示したいというふうに思っております。以上になります。

【国際協力銀行 大矢】 JBIC・NEXI からの説明は以上でございます。

【司会】 それでは続きまして、NGOの方から9月21日付の意見書につき、御説明をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

【FoE Japan 満田】 ありがとうございます。真剣に検討していただいたことに感謝いたします。私たちといたしましては、今までいろいろと要請とか意見を出させていただいておりますが、特に今回、この案に絞って意見を出させていただきました。

まずは、情報公開のタイミングなんですが、ここに、要請書に書かれていますように、 やはり支援の意思決定前、十分な時間的余裕を持って情報公開を行うべきであるというふ うに考えております。十分な時間的余裕に関しては、FAQ などで具体的な日数を記すべき であるというふうに考えます。理由といたしましては、住民が情報を得て、必要に応じて 意見を表明したり、情報を集めたり、事業者や JBIC・NEXI さんに意見を送付したり、また は回答を得たり、そういった時間的余裕が必要と感じます。現在の JBIC・NEXI さんの環境 社会配慮ガイドラインにおきましても、同じ文言が環境社会影響評価書等に関して十分な時間的余裕を持って公開するということになっております。この中には、環境影響評価書、住民移転などに関する文書も含まれているというふうに理解しております。同じような対応をしていただきたいと思います。

それから今は、緊急時の準備と対応というところ、使用済燃料と放射性廃棄物管理計画について、意思決定の前に公開されているということにはなっていないですね。立地建設計画と環境影響評価については意思決定の前ということになってますが。ただ、その住民にとっては緊急時の準備と対応ですとか、使用済燃料とか放射性廃棄物については非常に大きな関心事でもあり、現に避難計画が全然、実施可能性が無いということで頓挫してしまった原発もアメリカなんかにはございます。日本においても今、再稼働のために各地でいろいろな説明会みたいなのが開かれたりしていますが、住民の関心というのは、やはり、いざ事故が起きたらどうなるかということに集中しています。今日お配りいただいたIAEAの文書においても、繰り返し、繰り返しでもないか、とにかく事故時の情報というような、事故時の放射線リスク及びそれを軽減するための方策的なことが書いてあると思います。そういうことで、とても重要な情報開示の対象であり、やはりJBIC・NEXI さんが、一番、事業者に対して働き掛けをできる意思決定の前ということで開示していただきたいと思います。これは、JBIC・NEXI さんにとっても、事業がその後のフィジビリティがどうなるかということを判断する上でも重要な文章だと思っています。

それからさらに、この議論、指針の、今私たちが議論している発端となった参議院議員の質問主意書に対する政府の答弁においても事故時の対応、放射線廃棄物の管理等の情報が適切に住民に対して公開されていない場合は、貸付等を行うことがないよう、今後指針を作成すると約束しています。ですから、ここでやはり、この文言を素直に読めば、この事故時の対応、放射性廃棄物の管理等の情報は意思決定前に住民に対して公開されているということになります。

2番目、情報公開の言語なんですが、これについても前回やりとりさせていただきましたが、やはり国際的なパブリックレビューが行えるということで、是非英語についても開示を行っていただきたいと思います。

3 番目の情報公開の対象です。例示ということで幾つか具体的な項目を書き込んでいただいたわけなんですが、例示というのはやはり弱い。事業者が重要な情報を公開しないままに情報公開したということになってしまいます。なかなか確定的に書くのが難しいということで、ためらうお気持ちは分かるんですが、少なくとも以下の項目、あるいは同等の内容を含む情報を開示するべきだというような書き方は可能なのではないでしょうか。とりわけ、現在の例示でも落ちてしまっているのが、ここに書かれていることなんです。とりわけ私が気になったのは、被ばくリスクです。運転時及び事故時の被ばくリスクというものが、今、環境影響評価のところで放射線の管理ということが書かれていますが、ちょっとその放射線のリスクとそれをどうやって軽減するかっていうのはまた違う、関連しま

すがちょっと違う話なので、やはりリスクについては書くべきだというふうに考えています。

私たちとしては、前回、詳細な項目を提案しましたが、その中で欠けている、または不十分だと思われるこれらの点について是非開示していただきたいと考えています。かつ、この JBIC・NEXI さんが融資・付保を行う意思決定のタイミングっていうのは、既に事業認可が下りた後だというふうに考えています。ということは、事業認可あるいは設置許可、国によって言い方は違うかもしれないですが、その認可に当たっての付属資料、あるいは審査に用いられた説明資料というのは非常に重要な開示対象文書ではないかと考えています。

最後には、ステークホルダーの関与です。環境社会配慮ガイドラインにステークホルダーの関与についてはかなり書き込まれておりまして、それをリファーする形だからいいじゃないかという考え方なのかもしれないですが、環境社会配慮ガイドラインでは環境社会影響ということにある程度、区切られているので、この情報公開指針、原発事業の特殊性というか固有の問題について上乗せで情報公開するという、そういった指針になっておりますので、そういった情報公開をもとにした住民とか現地NGOなどステークホルダーへの説明・協議が必要であることについても明記していただければと考えております。以上です。

【司会】 ありがとうございました。それでは JBIC・NEXI より、9月 21 日付の NGO の御意見に対しての回答・考えなどを、現時点で説明できる点があればしてください。

【国際協力銀行 大矢】 国際協力銀行の大矢でございます。NGO の皆さまのペーパーについて我々の考えを述べたいと思います。

なお、NGO の皆さまには9月21日に JBIC に御訪問いただいて、別途我々に御説明いただいておりまして、これが我々の理解を深めるのに非常に役に立ったということで感謝しております。

まず、私のほうから情報公開のタイミングについてですけれども、適切なタイミングでの情報公開、これは大変重要だというふうに思っております。前回も少しお話をしたんですけれども、避難計画について考えた場合には、日本の制度になりますけども、中央防災会議の「防災基本計画」だとか、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」、これらは確かに事前にできておりますけれども、市町村が作る「地域防災計画」だとか、事業者が策定する「防災業務計画」は、設置認可の段階ではなくて運転前の保安規定認可申請の段階の話となっていると理解しております。それから、これも前回ちょっと御紹介しましたけれども、原子力安全条約においても、その第16条で緊急事態計画の策定が設置認可の段階ではなくて運転開始前に求められているということでございます。

近藤正道参議院議員の質問主意書に対する政府答弁ですけれども、これについては「情

報が適切に現地住民に対して公開されていない場合には貸付等を行うことのないよう」と いう表現であり、適切な公開というのは、タイミングを含めて、原子力プロジェクトの進 捗に応じて、適切なタイミングでの情報公開を指すものというふうに理解しております。 さらに、我々として重要な事項の情報公開は我々の意思決定の時点に限定してしまうのは 望ましくないというふうに考えて、また、皆さんからモニタリングを盛り込むべきだとい うコメントをいただきましたので、意思決定時のレビューに加えて、その後のモニタリン グという形で指針案を構成しております。そういう意味では、貸付等にフォーカスをした 政府答弁書をさらに拡充するような形で情報公開に取り組む方向で、この指針を作成して いるというふうに言えると思います。ただ、一般論として、可能な限り早いタイミングで 情報公開が行われることが望ましいという点に関しては、我々もNGOの皆さんと同様の立 場に立っています。従って、一定の例外を置きつつも、情報公開に関しては原則として意 思決定の際にレビューを行うという趣旨の文言を指針に盛り込めないかということは検討 してみたいと思っております。まだ、事務局の中で相談している段階ですけれども、8 ペ ージの括弧2の情報公開のところの2ポツ目、二つ目の黒いポツですけれども、そこには 括弧書きというのがありますが、ここを大きく修正して、『なお、これらの情報は、原則融 資等を意思決定する際にレビューすることとするが、「通知、避難に関する計画」や「保安 に関する計画」等意思決定時に確認が困難な情報に関しては、モニタリングを行うことと する』というような形に修文することを検討したいと思っております。

あと、項目に関しては後ほど佐藤さんに触れていただきますように、説明を拡充することを検討したいと思っていますが、その関係で、当然のことではありますけれども、セキュリティーや商業上の秘密への配慮が必要であることも注意的に記載しておく必要があるだろうというふうに考えております。

今、申し上げたような変更を施す場合には、「使用済燃料及び放射性廃棄物管理計画」にかかる情報公開についても原則、意思決定時にレビューする形となってきます。この点についてですけれども、プロジェクトの外側にある中間貯蔵施設だとか、最終処分場に関する情報公開というのは、これは無理だし、そもそも対象外だと考えますが、プロジェクトの中にある、例えば燃料プールについては、少なくとも日本においても設置許可申請の段階で、重量物落下時の機能、遮蔽能力だとか最終ヒートシンクへの崩壊熱の輸送なんかも含みますけれども、そういった機能だとか、貯蔵槽の水温・水位の検知が可能な設計など、記載され、公表されるものと理解しております。従って、使用済燃料についても、今の案と異なる形で原則として意思決定時にレビューという形にすることを、御提言を踏まえて検討してみたいというふうに考えております。

意思決定前に十分な時間的余裕を持つべきという点だとか、あと FAQ に具体的日数を書くべきという点については、情報公開を求める対象が多岐にわたるものであり、そのタイミングについても本来様々ある中で、今、まさに説明したように極力、意思決定前に押し込もうというふうに頑張っていることもあり、具体的日数を書くことは困難というふうに

考えております。他方、プロジェクト実施国で一般に公開された文書で重要なものについては、当行が入手後速やかに公開するということは望ましいことだと考えますので、例えば、指針案の6ページの5ポツのところでございますけれども、「当行による情報公開配慮確認にかかる情報公開」というふうにありますが、そこに「当行ウェブサイト等で公開する」というふうになっておりますけれども、「当行ウェブサイト等で、その入手後できるだけ速やかに公開する。」というような文言を挿入することを、検討したいと思っております。以上、私から、タイミングについて、NGOの提言を踏まえて我々として検討した方向性について、口頭で恐縮ですけれども話をさせていただきました。

続いて佐藤さん、お願い致します。

【日本貿易保険 佐藤】 日本貿易保険の佐藤でございます。今、大矢さんのほうから御提言の1番目についての御説明がございましたけれども、2番目以降の内容について御説明をさせていただければと思います。

2 番が情報公開の言語ということでございますけれども、これにつきましては、前回あるいは前々回の会合でも議論させていただいた事項かというふうに思っております。以前の会合でも申し上げたところではございますけれども、私どもとしては現地住民の方々が理解できる言語だということが、重要なポイントだというふうに理解しているところでございます。それに加えまして、現地国で決まっていない英語での公開ということを、この指針で義務付けてしまうということは、やはり難しいのではないかというふうに思っているところでございます。ただ、実際には、英語での公開がなされるケースっていうのは、かなり多いんじゃないかというふうに考えているところでございまして、我々としては、この部分については、現地の方が理解できる言語であるというようなことを、考え方として書ければというふうに思っておりますけれども、これはあとで4ポツのところでも関係いたしますが、そこのところでも御説明したいと思います。

それから3番目、情報公開の対象というところでございます。これにつきましても、従前、議論の中で御説明してまいっておりますけれども、国によって文書の括り方とか名称だとかが異なるっていうことは当然あると思っておりまして、あまりにも具体的な項目の記載っていうのは、返って実行性を削いでしまうんじゃないかというふうに考えているところでございます。ただ一方で、NGOの方からも御提言をいただいている内容もございますので、そこで項目としては現状の案のまま活かしておきまして、いただいた御提言の内容の幾つかを、項目の説明として括弧書きで追記できないかということを考えてはおります。ただ、従前御説明差し上げておりますとおり、追記することが難しい内容もあるということがありまして、この点御理解いただければと思うんですけれども、具体的には3点ほど追記可能ではないかなというふうに考えております。

指針の順番で申し上げますと、JBIC さんの指針案の8ページの括弧2の個別プロジェクトにおける情報の提供というところの片括弧1、立地及び建設計画のところですね。こち

らの施設の基本計画というところがございますけれども、こちらのほうは、NGO の方々の御提言の中に「事業地の境界」というのがございますけれども、こちらを含む情報というようなことを、注記に括弧書きで入れていくことができるのではないかというふうに考えているところでございます。

それから、同様に片括弧1のところで、立地条件というところがございますけども、こちらの立地条件のところは、同じくNGOの方々の御提言の中の二つ目の所、「事業地と近隣の人口密集地の位置関係」というのがございますけども、こちらのほうを含む情報等と追記できるんじゃないかというふうに思っております。

それから、飛びまして、緊急時の準備と対応計画の所でございますけれども、こちらのほうの例示として、保安に関する計画というものを記載させていただいております。こちらのほうの内容につきましては、NGOの方々の御提言の中で、「技術者・作業員の安全を確保するための計画」というものがございます。こういったものが保安に関連する内容ということの一つとして、これを含むというようなことを追記するということを考えていきたいというふうに思っております。

ただ、先ほど大矢さんのほうから御紹介がありましたけれども、項目の内容については、より具体性を持たせる追記をするということになるかと思っておりますが、当然のことではあるんですけれども、こういった情報の中にはセキュリティーの情報だとか、あるいは商業上の秘密だとかということが含まれる可能性というのがございます。少し具体的に記載する中で、こういった機密情報等に関して十分な配慮を要することも注記として明記したほうがいいんじゃないかというふうに考えておりまして、ここのなお書きのところに何らかそういったことを記載するということを考えたいというふうに思っております。

それから、「例示」ということでございますけれども、これは、先ほど、現状の8ページのところにあります片括弧1、立地及び建設計画の所で、一番最後の5番目の例示として記載している工事に関する計画、日本では工事計画書というものがあるというふうに申し上げたんですが、これは日本の場合は設置許可の後になるということでございます。国によって、我々がレビューをするタイミングの時であるのか、あるいは後であるのかということは違い得るということもあって、なかなかその辺は一概に言えないというところがありまして、そういった点を踏まえて「例示」とさせていただいておりまして、この案の表現としては「例示」というふうにさせていただきたいと思っております。

それから、四つ目のステークホルダーの関与ということでありますけれども、ステークホルダーの関与につきましては、指針の案のほうの9ページ目、「住民参加」という所がございます。住民参加の所で留意すべき事項として、情報提供や協議について記載しております。御指摘の点につきまして、この部分でもう少し分かりやすく記載できないかということを検討いたしました。それから、先ほど2番目のところで申し上げたんですけれども、言語の所で、現地住民の方々の理解できる言語であるということが重要なポイントであるということを申し上げました。これらを合わせるような形で、今記載が無く「以下の点に

留意」という文で止まっているんですが、そのあとに、「なお、片括弧1から3については、 住民が理解できる言語及び様式で行われることとする」というような注記、これは環境ガイドラインのほうの記載内容を踏まえて考えたところでございますけども、そういった注記を付け加えたらどうかというふうなことを考えているところでございます。以上でございます。

【司会】 それでは、今のやりとり、一通り終わりましたけれども、これからは御質問・ 御意見を受け付ける時間ということにさせていただきたいと思います。御意見・御質問が ある方は挙手をお願いいたします。どうぞ。

【FoE Japan 満田】 ありがとうございます。まず、情報公開のタイミングなんですが、環境社会配慮ガイドライン上、「環境社会影響評価書については十分な時間的余裕を持って情報公開を行う」というふうに書かれていまして、原子力に関する計画にはいろいろあるから、ちょっとそこまで書くことが難しいってことなのかなと理解したんですが、そうは言いつつも建設計画とか、ここに書かれているようなものはあるはずなので、それはやっぱり十分な時間的余裕を持って情報公開を行うくらいは書いていただけないかなと思いました。

それから、事故時の対応に関しては、チェックリストなんか見ると、どのセクターにおいても火力発電とか、いろいろチェックリストが準備されていますが、必ず事故時の対応計画について、少なくとも有るか・無いか、十分に検討がなされているか・なされるかっていう評価ですか、ということで書いてあるんですね。私の理解では事故時の対応計画、どこまですごい、ビシッとした自治体とかの検討を経たものがあるかどうかっていうのは、事業のタイミングによって違うということなのかもしれないんですが、少なくともそれに類するようなものはどんな事業であれ、原発でないにしろ、私の理解ではフィジビリティ・スタディ段階で必ずそういう章は設けられて記述されていると思います。本当はバッチリとしたフィジブルな計画というものが公開されていることが望ましいとは思いますが、そういうことがなかなか書き込めないことは理解しておりますので、ここでいう事故時の準備と対応ぐらいは、何らかのものは開示していただけないものかと思いました。取りあえず、その点に関していかがでしょうか。

【司会】 JBIC・NEXI、回答をお願いします。

【国際協力銀行 大矢】 情報公開指針というのを原子力について特別に作っているというのは、まさに原子力というのが潜在的には非常に大きい影響を与え得ると、それで、情報公開を拡充すべく指針を作っているというふうに理解しております。そう考えたときに、まずフィジカルな部分で緊急時というか事故時の話というのは、実は「立地及び建設計画」

の例示という形ではありますけれども、まさに皆さんのお知恵というものを取り入れて、 ある程度そこでカバーできていると思うんですね。つまり、「施設の安全、重大事故拡大防 止策」という文言を、立地のほうに入れておりますし、あと「外部事象等による損傷防止 策」についても、『立地及び建設計画』の所に入れているということであります。大原則と して、基本的に、全てを意思決定の際にレビューという形に変えながら、ただ、さっき口 頭で申し上げたように、「通知、避難に関する計画」については、通常プロジェクトの事故 時の対応と違って原子力プロジェクトにおいては、かなりしっかりした避難計画というの が作られるべきだし、それが大事ということはむしろ皆さんからお教えいただいて私も勉 強したところでございます。そうなると、その部分というのは、適当に済ますということ ではなくて、しっかりしたものが作られるべきであり、そのしっかりしたものが、作られ るタイミングというのは勿論早いほうがいいんだけれども、原子力安全条約も然り、日本 の国の制度も然り、必ずしも建設・着工の段階ではなくて後ろの運転開始のほうであると。 手前でそれができて、できれば当然、我々自身もそれをオープンにしていくという形で、 なるべく早くがいいんですけども、これを今申し上げたような形で指針に組み込むときに、 ポーンと全て引っくるめて、手前で全部ということにすることは、むしろ実行性を削ぐの かなと。はっきり申し上げると、我々も初めに出した案に固執しているわけではなくて、 自分で言うのも何ですけれども、極めて柔軟に、NGO の皆さんの御提言というのを如何に 入れていくことが可能かという発想で考えています。考えましたけれども、回らない形、 不可能な形、それを強いるような形になると、やはりよろしくないということで、こうい う書き分け・文言にしているという点は、是非御理解いただければというふうに思ってい るところでございます。

【司会】 以上ですか。御意見・御質問のお有りの方、挙手をお願いいたします。どうぞ。

【福島老朽原発を考える会 阪上】 福島老朽原発を考える会の阪上です。最初の前振りのところで、福島第一原子力発電所の教訓を踏まえて、を入れていただいたのは良かったと思います。この福島第一原子力発電所の教訓を踏まえ、原子力の利用に当たって最も優先されるべきは安全であることを認識するっていうのは、今回は情報公開配慮の確認の指針ということだったと思うんですけども、もしJBICなりNEXIが原子力の事業に関わることがあるとすれば、関係する全ての問題において、このことは認識をしていただきたいと思います。その際に、この情報公開関係もそうですけども、主権が相手国であるとか、あるいは相手国側に情報開示を促すとか、そういう言葉が聞かれるんですけども、そもそも今これから行われる原子力プロジェクトについて、事業そのものが安全を最優先にして福島第一原子力発電所の事故を踏まえた形でないものについては、もう最初から手を出さないっていうことだと思います。相手国にその気が無いというか、あるいはそれが確認できるような情報提示がそもそも無ければ、それは促すんじゃなくて、もう、そもそもそれは

手を出さない、そういう事業には関わらない、というふうな問題だというふうに思ってます。これはコメントです。

具体的なところで、今も問題だった、情報の8ページの所ですね。それで福島第一原子 力発電所の事故を踏まえてるときに、幾つか、じゃあ具体的に何なのかっていうときに、 例えば、これまでだと重大事故防止策しか問題になんなかったところが、拡大防止策、だ から重大事故が起こり得ると、それによって放射能が噴出するような事故が起こり得ると、 それが拡大しないようにどう防止するかとか、あるいはその際の避難等々の住民に対する 措置・対応というのが、これまでは重大事故は起こらないことになっていて、だからもう そこまでは考えなくてもいいという状況だったものが、いやそうではないということにな って、当然そういったものが、その計画の段階で検討されているということが確認できな きゃいけないし、そもそも、そういうものが無いようなプロジェクトであれば、それはも う即対応しないということになると思います。その際に、この9ページ目に住民参加の手 続きの問題があるわけですけども、住民にとって重要なのは、そういう重大事故が起こる リスクがゼロではないと、その場合の対応がどう取られているのか、あるいはそのような 万が一の事態が起きたときにどう対応するのか、その対応の仕方そのものを全体を含めて 原発のリスクっていうものが多分、住民の方にも認識をされて、その上であらためて本当 にこれでいいのかどうか、地元同意の手続きというのが、これが当該の国の手続きってこ とにはなるかもしれませんけども、そういう流れだというふうに思ってます。そういう意 味では避難計画がどんなものが立てられようとしているのか、あるいはそれに際して例え ば重大事故が起きたときに、安定ヨウ素剤の摂取をどうするのかとか、そういった点も踏 まえて住民サイドにそのリスクの情報が包括的に提供されているのかどうかですね。ここ は情報公開指針で公開されてるかどうかだけかもしれませんけども、結局そのあと同意の 手続きがないと原発は動かないわけですよね。だから、そこら辺は、何らかの形で意思決 定の前に何かその辺の判断ができる材料が提供されてるかどうかっていうチェックは、や らざるを得ないんじゃないかなと。だからあんまり単純に、避難計画はどうせ後だから困 難っていうふうにしてしまうと、それはそれで後々、非常にいろんな意味でこちらサイド もリスクを負うようなことになりかねないと思いますので。もし、その辺の手続き、住民 に対する情報公開の手続き過程がとてもそのスケジュール的に間に合わない、それが何も 分からないままで意思決定を先にしなければいけないような状態であれば、それは一つの リスクとして認識をして、そういう意味では情報が十分に得られないことを理由に融資は しないっていう決定もあり得ると思いますので、ちょっとその辺も踏まえてこの辺は再検 討していただければかなって思います。以上です。

【司会】 JBIC·NEXI。

【国際協力銀行 大矢】 JBICの大矢でございます。阪上さん、どうもありがとうござい

ます。

一つ目の、相手国の主権がある中、主権を慮って我々が何らこれを強制しない、単なる働き掛けで終わらせちゃいけないという点は、我々も同様に思っております。安全確認そのものは、これは政府の検討会議がやる。検討会議がやるときのやり方は、釈迦に説法ですけれど実施要綱で決まっていて、相手国の主権を尊重することが安全条約に書いてある中で、それに従って主権を尊重しながら政府が安全確認を行うわけですけれども、この情報公開指針は、文書の名前だとか情報公開の制度が国によって違うことへの配慮はしつつ、ただ、我々としてやってもらうべき、あるべき情報公開というのを指針に書いているというふうに考えておりますので、ある国の情報公開が我々が指針で描いているスタンダードから全くかけ離れている場合には融資をしない、そのための指針だというふうに思っております。

それから二つ目の避難計画とそれを絡める形でのリスクの事前の周知、さらにはその背 景として阪上さんが前からおっしゃっている事故が起きないという安全神話で後ろの部分 を軽視してはいけない、事故を起きないように努力するんだけれども、事故は起き得ると いう前提でどう対応するかが重要という点は、非常に重要な御指摘だと思っております。 我々も詳細な避難計画自体は地方の直近の交通状態など、いろんなことを含めて検討がな されて、割と運用開始前、運転開始前にできるということだと思うんですけれども、それ より前の段階でリスクコミュニケーションをやる必要ないとは毛頭思っておりません。指 針案9ページにおける住民参加においても、許認可プロセスにおける住民への情報提供、 これは原子力におけるリスクを含めてちゃんと情報提供がなされるべきだと思っておりま す。そういう意味では、詳細な避難計画というのも、リスク感度を結果的に人々に高める 効果はあるのかもしれないけれども、そのタイミングというのを我々の情報公開指針上、 モニタリングにしているということが、リスクコミュニケーションが重要でないと思って いることを意味しているわけではない。そういう意味では、指針全体としては、阪上さん の御指摘というのも意識して、また応えるような形である程度これを作れているのかなと。 IAEA の要件でも、リクワイアメント 36 もそういう指摘がありますので、そういうのも入 れ込むような形で住民への情報提供というのは書いているところでございます。

いずれにしても御指摘はもっともだし、我々もそういうのを意識しながらこれを作っているということは申し上げさせていただきたいというふうに思っております。

【司会】 御意見・御質問のある方は挙手をお願いいたします。どうぞ。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 K&C プロジェクトサポートの川井です。二つの意見と一つの質問があります。

まず、意見は、先ほども出たんですけども、言語の問題ですね。当然ステークホルダーはもちろん現地 NGO、現地の住民の方々はもとより、JBIC・NEXI のほうから貸付などを行

う以上、日本国民もステークホルダーの一員であるというふうに理解してます。やはり、 日本の納税者、国民の融資が認められるものであるか、あるいは何らかコメントすべきも のであるか、意見を言うべきものかという判断をするに当たっては、やはり読める言語と いうのが必要ですので、最後に現地の人が理解できるということに限らず、やはりここで 公開されるべき情報は全て英語あるいは日本語という形で、日本のステークホルダーの 方々も理解できるようなものにしていただきたいと思います。

それから 2 番目は、これは前にも申し上げたんですけど、この案の中に多くの曖昧な、「努力する」とか「必要と考える場合」とか、曖昧な用語が多用されてるわけで、「留意する」とかですね。これは、環境社会配慮ガイドラインの文章、それは大体「留意する」が使われてるという御説明だったんですけども、特に1点気になったのが、6 ページの 6 ポツの意思決定への反映の中で、これの 2 行目です、「当行は、借入人等が情報公開配慮を確実に実施するために必要と考える場合」で1 行ありまして、「最大限努力する」と。この必要と考える場合って、これは当行が必要と考えるのか、借入人が必要と考えるのか、文章上、日本語でもよく分かんなかったもんですから、一つ明確にしていただきたい。それから「必要と考える場合」、ちょっと飛んで「最大限努力する」、あまりにも曖昧過ぎまして、やはりこれは付保をするかしないか、融資するかしないかの判断が明確にできるような形で、はっきり判断ができるような形で、こういった曖昧な用語は使わないでいただきたいと思います。

それから質問なんですけども、この最後のチェックリストです、最後のページ、チェックリストにおける分類・チェック項目、これの使い方がよく分からないんで、これで完成版ですか、それとも何か枠のみなんですか。ちょっと使い方、環境配慮ガイドラインのチェックリストも見てみたんですけども似て非なるものですし、ちょっとこれに関する御説明もお願いします。以上です。

【司会】 JBIC・NEXI より回答をお願いします。

【日本貿易保険 佐藤】 御質問ありがとうございました。日本貿易保険の佐藤でございます。

川井さんの御質問の1点目について、情報公開の言語ということでございますけれども、これについては、何回かこちらの場で議論あるいは御説明をさせていただいておりますけども、我々の環境ガイドラインや今回の指針もそうなんですけれども、ステークホルダー、一番のステークホルダーというのは現地の住民の方々ということで考えております。もちろん日本の方々も、関係する方々というふうには思っているんですけれども、そういう意味で、当然ながら現地の言葉で現地の方が分かる言葉での情報公開、あるいはコンサルテーションが行われるということが必要だということを、今回書かせていただこうというふうに思っているところであります。他方、英語での公開の義務付けということにつきまし

ては、これは、そもそもそれを義務付けてしまうということ自身が、前回も前々回か申し上げましたけど、実効性を欠く可能性があるということ。それから、もしかしたら事業者の方が英語版を持っている可能性があるのではないか、それを公開したらどうだっていうようなことの御指摘もあったところでございますけれども、それにつきましても、OECDのコモンアプローチの考え方だとかがあるんですが、また環境ガイドラインでも記載してありますけれども、我々、事業者の方に情報公開というものを促していくという立場となっております。それで事業者の方が情報公開されるということになれば、JBIC・NEXIのガイドラインの中で、現地で一般公開されている情報についてはウェブで公開するというふうなことを書いております。そういった促していくというようなことを我々やっていくことで、より一層の情報公開に努めていきたいというふうに考えているというところであり、御理解いただければというふうに思っております。

【国際協力銀行 大矢】 頂いた二つ目でございますけれども、JBICの指針案における6 ページの所で「借入人等が情報公開配慮を確実に実施するために必要と考える場合、融資 契約あるいはこれに付随する文書を通じ、以下の内容を確保するよう最大限努力する」と いう所ですけれども、まず、技術的には「借入人等」というのは、借入人だとかプロジェ クト実施者だとか、そういうのを含めた概念で、3ページの2パラで定義してあるもので ございます。プロジェクト実施者も含まれた概念です。御質問の、ここの造りなんですけ れども、ここは環境社会ガイドラインに倣ったところで、うちの環境ガイドラインの 12 ページにありますけれども、読ませていただきますと、「当行は、借入人等が環境社会配慮 を確実に実施するために必要と考える場合、融資契約あるいはこれに付随する文書を通じ、 以下の内容を確保するよう最大限努力する」というふうに規定されています。その部分を 準用しています。3 回ぐらい前のコンサルテーション会合において、論点として意思決定 への反映を議論させて頂いた際に、NGO の方から、まさに環境ガイドラインのこの部分を 先例とした文言を入れることを検討してほしいというお話をいただいて、我々の方でそれ に基づきこの文言を入れているということでございます。もちろん最大限努力という言葉 をどう取るかという話は以前より川井さんより御指摘をいただいて、懸念するところは理 解しておりますけれども、繰り返しですけど、我々としてはこれは低いスタンダードとは 思っていない、ベスト・エフォートは高い水準ということですね。ということで、この文 言を通じて、しっかりやっていきたいというふうに思っているということでございます。

それから三つ目のチェックリストに関してですけれども、チェックリストはいわば事務的に、我々がこの指針を使いやすくするためのものではあるんですけれども、形の上では、チェックリストという言葉自身は6ページにおいて、「情報公開配慮チェックリストを参照する」ということで、チェックリストは、この指針案というのができた後に、我々実際それを施行して適用していくまでには当然作るわけですけれども、その項目、どういう項目にするかということについては、9ページの2ポツで入れています。これも環境ガイドラ

インを参考にしていて、環境ガイドラインも環境のほうでも、どういう項目をチェックリストにするのかというのを本文中に載せておいて、後からチェックリストを作っているということでございます。今回のものはそんなに複雑なストラクチャーではない、あとセクターが環境ガイドラインの時と違って、複数ということではありませんので、原子力に関するもののみでございますので、基本的には、「チェックリストにおける分類・チェック項目」というのが9ページにありますけれども、ここに書いてあることを少し詳細にしたものを見ながら漏れの無いようにということを考えております。以上でございます。

【司会】 御意見・御質問のある方、どうぞ。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 再び川井です。御説明ありがとうございました。最初、言語のことについては、佐藤さんに説明いただいたんですけど、納得できないですね。もちろん現地の住民の方々をステークホルダーの第一に考えられるのは結構なんですけども、今、佐藤さんがおっしゃられたように日本国民もやはりステークホルダーの一員であることは間違いありませんし、その国民が判断できる条件というのは整える必要があると思います。それから、そもそも JBIC・NEXI さんが融資の決定なり付保をするに当たって、当然必要なデューデリジェンスのためには英文の入手は当然されているはずですよね。それをされてないで、まさか融資決定するわけでないでしょうから、そういった意味で、これらの情報以上のものを当然英文でお持ちであるはずなので、それを公開していただきたいという、全く難しくないお願いと思っております。

この本文の6ページの次の文章の件、今、私も環境社会制度確認のほうで確認しましたが、全く同じ文章が入っています。ただ、これ、どうしても日本語として、私、おかしいなと思ってるのは、さっきも言いましたけど、必要と考えるのは当行なのか借入人等なのかですね。これ、当行なんですかね。日本語で。それが分かんなかったので。

【国際協力銀行 大矢】 JBIC 大矢でございます。これは我々です。当行として必要な場合というふうに理解しております。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 というふうに読むわけですね。

【国際協力銀行 大矢】 はい。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 まさかの借入人等でないと思うんで。そういうふうにも文章上読めるかなと思いましたので。

【国際協力銀行 大矢】 当行でございます。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 最後のチェックリストはよく分かんなかったんですけど、これは今からまだデベロップするというお話なんですか。この数行のもんじゃないんですよね。

【国際協力銀行 大矢】 チェックリスト自身は、これ項目なので、チェックリスト自身は今からデベロップするんですけども、そもそもチェックリストが必要かという話は実はありまして、指針で完結はしているので。ただ、他の所で申し上げたように先輩としての環境ガイドラインの造りを参考にしながら作っていて、そこにおいてもチェックリストという概念を用いていたので、有害には当然ならないんで、我々としてその概念というのを、ここにも入れているということです。その場合に、作るチェックリストの内容が全然何か分からないとそれはよろしくないので、我々、チェックリストの項目については、今の段階で指針に書けるのでそれは書いているということです。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 中途半端なものはあんまり載っける必要は逆に無いのかなと。有害にはなんないとおっしゃったんですけども、内閣府で安全配慮確認のチェックリスト、あれはあまりにもシンプルでザルで有害そのものだと思いますんで、それの轍を踏まないような形で考えていただきたいと思っています。

【司会】 JBIC・NEXI よろしいですか。

【国際協力銀行 大矢】 ご指摘頂いたコメントの中身は分かりましたので、それを踏ま えて検討いたします。

【司会】 御意見・御質問のある方、挙手をお願いいたします。どうぞ。

【大磯エネシフト 岡部】 大磯エネシフト、岡部です。いつもこのような場を設けていただき、ありがとうございます。

私からは、意見と質問とさせていただきます。このコンサルテーション会合が始まってから、時間が経つ中で社会情勢が大きく変わっています。国内外で。戦争をあおりたてるような空気が蔓延しています。そういった中、原発をこれから輸出するというのは、さらにリスクが高くなっているはずです。途中で止まる、もうそれが頓挫する可能性もすごく大きくなってると思う。

こちらには企業や銀行の方もがたくさんいらっしゃってると思うので、福島出身者として、やはりどうしても申し上げたい。もう事故は起きたんです。絶対、起きないと言われてた日本で起きたんです。今後も起きる可能性が無いとは絶対、誰にも言えないんです。

そういった中、事故が起きたときには、もう何もかもがその国を崩壊させるほどの被害を与える。私も福島で20キロ圏内の人たちがどんなことになったか、あそこにいた動物たちがどれほどむごいことになったか、そういうことを思うと、どうしてこんなにリスクを冒してまで、これから原発を日本から輸出しなければならないのか全く理解できません。こちらでも何度か申し上げてますが、どうしても、何度でも私は言いたい。やはりおかしいと。

そして日本の国の今の状況です。本来ならば議論をもっと国会ですべきです。しかし、国会が開かれないまま、総理が本当自分勝手解散とか、総理自身が国難とか言われているような、卑怯者と言われているような事態になっています。どんなに言い訳しても、誰が見てもおかしい。もう私たち国民一人一人が本当にもっと考えるべきだと思うし、そして何にもあんなに説明しない人たちが、原発のことを決めて、国民の税金負担で全部リスクを国民に負わせて輸出する。企業の皆さん、銀行の皆さん、それでいいんですか。特に国際協力銀行、日本貿易保険は国の出資でできてますよね。それは国民の税金ですよね。こつとも国民の税金でできてる会社ですよね。国民は望んでいない、もう誰もが脱原発をほとんど望んでいるような、再生可能エネルギーに切り替えていることを、世界が変わっていることを知ってるような社会になってきて、なぜこれを止められないんでしょうか、私たちは。夏にインパール作戦をNHKのドキュメンタリーで見ましたが、重なります。今の状況は。日本はまさに、どんなにリスクが大きくても突っ込んでいく、誰も止められない状況。暴走する政府を止められない。それにつき従っていく。

私はやっぱりおかしいと思いますし、今を生きる1人の人間としてどうしても声を伝えたい。特に私は福島出身で、もう自分事として原発事故がどれほどむごいことになるかを知っているからこそ伝えたい。この国民にリスクを負わせて原発を輸出するということについて、もちろん皆さんはこのガイドラインを決めるということで真摯に取り組んでくださっていることは重々承知しています。でもどうしても、何度でも聞きたい。このことについてどう思っていますか。原発輸出するのに国民にリスクを全部負わせて、結局、事故や何か起きれば全部、国民の税金。日本は今、貧困大国だと言われている。私の友人たちも、子ども食堂など立ち上げて、子どもの貧困に取り組んでいます。そういった中で2兆円とか、そういうお金を多くの国民が聞いたとき、どういう思いがするか。特に何の関わりもない人たち、貧しい人たちが聞いたときどういう思いをするか。それを考えていただきたい。このリスクをどう思っていらっしゃいますか。皆さんの立場も分かりますが、どうしても私はこのことを問いたいと思ってここに来ています。よろしくお願いします。皆さん、本当に一緒に考えてください。

【司会】 JBIC・NEXI、お願いします。

【国際協力銀行 大矢】 岡部さんには、この会に、お忙しい中、かなりの頻度で来てい

ただいて、また御意見を言っていただいてありがとうございます。

御紹介いただいた DVD も見ましたし、いつも御発言というのはノートを取りながらしっかり聞かせていただいております。我々自身、頂いた御意見というのは賜ります。それに直接お答えする立場ではないとは思っておりますが、おっしゃられたように国民的議論というのは大事だと思っております。これは全くプライベートの立場から申し上げておりますけども、原子力規制委員会の田中委員長が、御退任されるときの記者会見でも、また先般衆議院の原子力特別委員会に呼ばれてお話をされたときも、原子力政策に関する国会における議論が大事だということを、委員長も福島御出身ですよね、おっしゃっていたことというのは私も聞いておりまして、個人的な立場ですけれども、認識しております。同時に民主主義の中ですから、我々は実施機関として国から与えられた役目を果たしていく立場であると考えております。

情報公開については、まさに国会においてしっかりと指針作ろうというお話でありましたので、不十分かもしれないけれども、我々なりに広く皆さんの御意見を聞かせていただいて、まだ、終わってるわけではないんですけども、皆さんの意見というのは非常に役に立ったと、それは心底思っております。そういう意味では、繰り返しになりますけれども、御心配いただいて、いつも御意見というのを真摯におっしゃっていただいていることには感謝しております。直接のお答えになっておりませんが、私のコメントは以上になります。

【司会】 御意見ございますでしょうか。どうぞ。

【大磯エネシフト 岡部】 すいません。ありがとうございます。本当に真摯にいつも答えてくださってることには大変感謝しております。

ただ、やはりどうしてもおかしいと思いますし、今、おっしゃってくださった DVD、『日本と原発』という DVD が今、出ています。また『日本と再生』という映画が、今、日本中で上映されています。今では多くの国民、例えば子育て中の主婦とか、本当に何もそれまで知らなかった人まで、みんなこういうものを見て知っているんです。世界銀行も国連も原発は支援しないって、そういうふうなことがこの中でも紹介されています。もし、まだ御覧になってない方は、一度ぜひ御覧になってください。世界の状況がよく分かりますので。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【司会】 御意見・御質問のある方、挙手をお願いいたします。どうぞ。

【FoE Japan 満田】 ありがとうございます。

しつこくて申し訳ないんですが、私はやっぱり緊急時の準備と対応を計画については、 事前意思決定の前に公開するべきではなかろうかと思っております。

今、国会での議論が重要だと、一般論としてそうだと思いますが、その中でも答弁にも

ありますし、どうしても大矢さんが御説明になったようには読めないんですね。適切にということは、確かにあるわけなんですが、「住民に対して公開されていない場合には、貸付等を行うことのないよう」と書いてあるので、今どき、質問主意書の答弁書が JBIC・NEXI さんによってここまでというか、きちんと議論されているということ自体は評価するんですが、ただ、この答弁は最低限のレベルだと思うので、これは履行していただけないものかと思います。

現実的にも、もちろん大矢さんがおっしゃるように、意思決定の段階でどこまでの緊急 時の準備と対応、より具体的には避難計画等ができてるかどうかっていうのは、それはも ちろん、いろいろなケースが考え得るとは思いますが、福島原発事故の教訓を踏まえて、 というような文言が前文に書かれているように、福島原発事故のいろいろな教訓の内の一 つが全然、事故が想定されていなかった、そして避難もうまくというか、全然計画通りの 避難にはなっていなかったというようなことだと思います。

私自身は、原発輸出反対ですし、原発に反対ですし、その立場は微塵も揺るぎませんが、 原発輸出するんだったら、もう真面目にやってほしいっていう、この表現、非常に嫌なん ですが、そう思うんです。JBIC・NEXI が支援して、おそらく、これも嫌なんですが、日本 として、オールジャパンとして進めていく事業であろうかと思います。非常に日本がけん 引するような形での事業になり得るかと思います。過去も現在も名前が挙がってる事業っ ていうのは、いずれもそういう事業だと思います。あるいは国際的な事業ですよね。他の 国も関与するかもしれません。そういった中で、意思決定時に緊急時の準備対応計画が無 いってことはあり得ないと思いますし、もしなかったら作れっていうふうに言ってくださ い。ここに日本企業の方ですとか銀行の方もいらっしゃってると思いますが、それはやる べきだと思いますし、その過程で自治体とのコミュニケーションもするべきだと思います。 本当に事業のフィジビリティに関わる話で、最もセンシティブな話ですから、ちょっと言 葉変かもしれないけど、住民の方々が一番問い掛けるのは、事故のとき、どうすればいい のかっていうことだと思います。それに関連して、やはり情報公開の項目に、この IAEA にもある、あり得る放射線リスク、それは運転時の状況及び事故時の状況だと思います。 そういったリスクがあるんだっていうことを住民の方が理解した上で何とか、初めて社会 的合意ってものが。

本当に、これを私が言うのはすごく嫌なんですが、やるのであれば本当にきちんとやっていただきたいという、そういう意見です。どうぞ御検討お願いします。

【司会】 JBIC・NEXI、回答をお願いします。

【国際協力銀行 大矢】 どうもありがとうございます。前から満田さんがおっしゃっている、もともと原発輸出に反対なんだけれども、その指針作成の作業に御協力いただいているというふうに我々も認識をしておりますので、そこは本当に感謝をしております。

緊急時の準備と対応計画ですけれども、避難については繰り返しですけれども、安全条約だとか日本国内においてもタイミングの設定というのが必ずしも建設前ということではないので、それを建設前ということにするのは、我々は避けたいと思って先ほどの文言にしています。さっき頑張ったという表現を申し上げましたけれども、我々としても極力前倒しの精神というのは、強い御意見を受けてそういう方向で考えようとしておりますので、ちょっと口頭だったんですけれども、項目として「緊急時の準備と対応計画」というふうに書いてある部分を含めて、原則としては融資等を意思決定する際にレビューすると、けれどもその例示として書いてある通知・避難、この部分というのは、さっき言ったような安全条約においても日本国内においても避難計画というのは建設前ということじゃないので、そこを例外にしているという、そんな造りです。

我々は、例えば避難だとか保安以外に、緊急時の要素がどれぐらいあるのかというのを考えると、かなりの部分が「立地」に実は入っていると思うんですね。損傷防止策だとか拡大防止策を「立地」に入れ込んでいますので、立地っていうのは手前ってことなんです。御意見をいただいて、我々最大限頑張って、しかもちゃんと回るように考えた、そういう御提案ですので、我々検討の方向っていうのはそういうことですので。満田さんも、もともと原発輸出に反対ということながら、指針作成について協力いただく形でいろいろ御提言をいただいている。我々ももともとの案に固執することなく本質的な意味でご意見を聞きながらやるのが、このコンサルテーション会合の本当の意義だと思ってますので、今、そういう方向で考えている。なんで「考えている」、「検討している」と申し上げているかというと、我々は別にボードや経営の了解を取って今文言修正の話をしているわけではないので、これからいろんな調整・説得をしていく必要がありますので、そういう言い方をしておりますけども、ぜひ御理解いただければと思います。皆さんにこれでハッピーと言っていただく必要はないんですけれども、我々の姿勢、それから考えてる方向性については、少なくとも御理解いただければありがたいというふうに思っております。

【司会】 御意見・御質問のある方、挙手をお願いいたします。どうぞ。

【戦略 ODA と原発輸出に反対する市民アクション 山口】 原発輸出に反対する市民ネットワークの山口といいますけど。そういうふうな名称からしてこの場にふさわしくないんですけど。

ここが情報公開配慮確認っていう会議なんで、あんまり発言することも無いんですけども、先ほど大磯の方からありましたけども、最近では、「東芝の原子力敗北」って本が出されてまして、これ御存知かと思うんですけど、やっぱりいろいろ状況が変わってきてますし、この中に JBIC・NEXI がもう既に経産省と一体となって、東芝の危機に実質的に手を貸しちゃってるっていうような話もあるわけです。だから、融資の際の情報公開というところで議論はしてるわけです。本当にこの原子力をめぐる問題では、もうビジネスとしても

成り立たないというところをメーカーさんとか銀行さんとかよく理解したほうがいいんじゃないかと思います。日立なんか特にそうですよ。東芝と一緒になりますよ。というのは意見です。

その上で、どなたかも言ってますけど、情報公開配慮確認っていうタイトル自身の曖昧 さというか、そういうことはもう既にいろいろ回答もされますのでいいんですけれども、 一言それを付け加えて終わりたいと思います。

【司会】 ありがとうございます。JBIC/NEXI、回答ございますか。

【戦略 ODA と原発輸出に反対する市民アクション 山口】 回答は別に結構です。

【司会】 御意見ありがとうございます。御意見・御質問のある方、挙手をお願いいたします。どうぞ。

【大磯エネシフト 岡部】 すいません。岡部です。皆さんに、情報共有としてお伝えしたいと思って発言させていただきます。私、日立で、ふげん、昔、その設計に携わっていた御家族の方からお話を聞いたことがあります。お父さまが関わっていたということで。事故が起きて本当にショックを受けていたと。福島の事故が起きて。本当に御高齢になっていらっしゃったんですが、亡くなる直前に、私が一生を懸けて、命を懸けてやってきた仕事は、多くの人を不幸にしてしまった、そういうことを言われていたといって、胸が痛くなりました。原発が昔、本当に、もう未来の明るいエネルギーだ、アトムだって言って、そう言ってた時代に真面目に本当に取り組まれた皆さまに、私はそれはそれで頭が下がる思いがします。

だけど社会情勢がこれだけ大きく変わって、世界中が再生可能エネルギーに進もうとして、Apple や Google、IKEA、そういったところが RE100 といってリニューアブルエナジー100 パーセントを目指す社会において、日本の企業がやはりそれを逆に行ってしまうというのは、あまりに残念でなりません。本当に原発を一生懸命やってこられた方々の思いがあるかもしれませんけれども、社会情勢が変わる中、変えていかなければいけないということをもう企業を、その社会に対応していくためにも変えてほしいと思います。特に、先ほど話に出ましたように、東芝があれだけのことになってしまった、この日本の現実があるわけですから、そこを本当に考えていただきたいと思います。すいません。ありがとうございました。

【司会】 御意見ありがとうございます。御意見・御質問のある方、挙手をお願いいたします。

ありがとうございました。最後に、JBIC・NEXIより補足すべき点があればお願いしたい

と思います。

【国際協力銀行 大矢】 どうも皆さん、いろいろ御意見、それから活発な議論、ありが とうございました。

今後の進め方なんですけども、我々として修正した指針案を作成して、その後御意見・ コメントをいただいて、それを踏まえて確定したいと思っております。本日は、修正の方 向性を文言レベルを含めて割と細かく御説明させていただいき、それについて御意見・御 質問受けてお答えしたというフェーズでございます。

前から申し上げておりますように、このコンサルテーション会合というのは、本当の意味で、情報をいただき議論を行う、非常に重要なプロセスなんですけれども、我々、ここで終わりにするのではなく、申し上げたようにパブリックコメントというのは行っていきたいと思っております。これは、期間として1カ月ぐらい行っていきたいと思います。パブリックコメントを行うに当たっては、今日、口頭で申し上げたような修正した指針案から大きくは変わらないと思いますけれども、当然、組織の中で了解を得た上でパブリックコメントというのを行います。そこでまた御意見をいただいて、その御意見というのが我々にとって有益というか反映すべきものであれば反映させていただくと、そのようなプロセスを考えております。

ちょっと御相談なんですけれども、相当程度、議論が収斂してきている中で、この収斂という意味は、繰り返しになりますけど、皆さんがハッピーだと、大満足だということではない、そういうことではないんだけど、それなりに議論を尽くしてきたんじゃないかというふうに思っております。2015年の12月から議論は始まっておりますので、しかも、まずは指針案の提示の前に論点の議論というご意見を頂き、そうさせて頂き、また皆様のご要望に応えて内閣府にも来て説明をいただいて、これまで1年9カ月ぐらいでしょうか、時間をかけながらやってきた。私としては、パブリックコメントのフェーズというのに入っていっても、そろそろいいんじゃないかという気がしています。ただ、前回申し上げたように、議論を何か我々が打ち切ったという形には、是非ともしたくない。繰り返しているように、皆さんがハッピーな形というのはなかなか難しいと思うので、ある意味、意見を言ったけれども反映してもらえていないという部分は残るんだけれども、少なくとも我々としては、相当程度、皆さんの意見を反映したし、加えて我々として少なくとも真摯に真面目にご意見を検討したというようなことは思っていただきたいと、ちょっと情緒的になるんですけれども、そのような思いでおります。

そういう観点で今、パブリックコメントやるのが早過ぎるのか、もう一回議論したいのか、皆さんがもう一回議論したいということであれば、我々是非議論したいと思っておりますけれども、御意見ありますでしょうか。多数決で決める場ではないと思いますし、最終的には我々として判断して決めなきゃいけない、その責任は放棄するつもりは無いんですが、これまでじっくりと皆さんと御意見を交わしてきたので、進め方のところでもちょ

っと皆さんの御意見を聞きたいと思って、今、こういうお話をしております。いかがでしょうか。御意見、有られる方は。

もちろん、先ほど申し上げたように、コンサルテーション会合ではなくて、後で気付いてバイでお話と、そういうのにも我々オープンですけれども。(特段挙手、意見無し)では、もしよろしければ、今、お話をしたような形で、進めて行きたいと思います

ただ、我々もこういう方向で文言を変えたいというのを、皆さんとの密な意見交換の中で申し上げているんですけども、内部で全て了解を取ってやってるわけではないので、今後、中の調整、説得なんかもしながらパブリックコメントに進んでいきたいというふうに思っています。

皆様、本当にありがとうございました。

【司会】 以上で第 10 回のコンサルテーション会合を終了することとさせていただきます。 本日は、お忙しい中、御参集いただき誠にありがとうございました。

(了)